

阿南工業高等専門学校多目的室利用細則

(平成20年6月11日)

(細 則 第 2 号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校多目的室（以下「多目的室」という。）の使用については阿南工業高等専門学校施設等管理規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(利用目的)

第2条 多目的室は、次の各号に掲げる目的のために利用できるものとする。

- (1) 各種コンテスト等への応募のため
- (2) その他校長が必要と認める目的

(利用資格)

第3条 多目的室を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の教職員及び学生
- (2) その他校長が特に必要と認める者

(利用申請)

第4条 多目的室を利用しようとする者は、多目的室利用申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）に別に定める関係資料を添付して、校長に提出し、許可を得なければならない。

2 利用者は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに校長に申し出なければならない。

(許可条件)

第5条 校長は、多目的室の利用許可にあたり、条件を付することができる。

2 多目的室の利用許可は年度ごとに行うものとし、3年を限度に更新することができる。

(利用上の注意)

第6条 多目的室の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、多目的室を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 許可を受けた以外の目的で多目的室を利用しないこと。
- (2) 許可を受けた場所及び期間を守ること。
- (3) 施設及び設備を汚染し、又は損傷しないこと。
- (4) その他校長の指示に従うこと。

(機器の搬入)

第7条 利用者は、申請書に記入した機器を多目的室に搬入することができる。

2 前項の機器は、施設の改修を行う必要が無く、特別の給電、給水設備等を必要としないものであって、移動が容易なものでなければならない。

3 機器の搬入、搬出及び維持管理に係る費用は、利用者の負担とする。

4 利用者は、搬入した機器の能力及び特性を十分に把握し、事故が発生しないように注意しなければならない。

5 利用者は、搬入した機器が、倒壊、移動及び破損等しないよう防護措置を講じなけれ

ばならない。

(防火・防犯管理)

第8条 多目的室は、全て禁煙とする。

2 利用者は、多目的室において火災やガス漏れ等が発生した場合は、人命の安全を図るとともに、非常通報を行い、初期消火や換気など必要な措置を講じなければならない。

3 利用者は、多目的室において不審者を発見した場合及び盗難が発生した場合は、状況把握及び現場保存に努めるとともに、直ちに校長へ連絡しなければならない。

(利用中止)

第9条 利用者は、多目的室の利用を中止するときは、遅滞なく校長に書面で申し出なければならない。

(利用終了時の措置)

第10条 利用者は、多目的室の利用を終了し、又は中止するときは、利用する前の状態に回復しなければならない。

(利用許可の取消)

第11条 校長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 本細則又は申請書の内容に反したとき。

(2) 多目的室の運営に支障を生じさせるおそれがあるとき。

(3) 利用許可日から3週間を経過しても多目的室を利用しないとき。

2 校長は、利用許可の取消しを行ったときは、利用者に対し多目的室の明渡しを命ずるものとする。この場合において、速やかに明渡しができないときは、利用者は、校長に理由書を提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、多目的室の施設、設備又は物品等を滅失し、又は損傷し、本校に損害を与えた場合は、その原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(事務処理)

第13条 多目的室の利用に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、多目的室の利用に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この細則は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月25日から施行する。

様式 1 （第 4 条関係）

多 目 的 室 利 用 申 請 書

申請年月日(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

阿南工業高等専門学校多目的室利用細則を厳守の上、下記のとおり申請します。

利用代表者
所 属（職名）
氏 名（自署）

利 用 目 的	
利 用 人 員 (※名簿を添付のこと)	名
連 絡 先	〒 TEL FAX
利 用 す る 室 等	
利 用 理 由 (別 紙 可)	
利 用 計 画 ・ 方 法 (別 紙 可)	
搬 入 機 器 名	
利 用 期 間 等	(和暦) 年 月 日 ～ (和暦) 年 月 日